



福島医発第3376号(地)

平成31年3月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、
同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

今般、平成 31 年 2 月 21 日付け保医発 0221 第 3 号厚生労働省保険局医療課
長通知（別添別紙）により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が
改正された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等に「生殖補助医療における
調節卵巣刺激」が追加されたことに伴うものでありますが、別添別紙のとおり、
本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及
び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症に
おける精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できること等が
示されております。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員への周知方よろしくお願
い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1227号（保297）
平成 31 年 3 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
横 倉 義 武

ゴナールエフ皮下注用75、同皮下注用150、同皮下注ペン300、同皮下注ペン450
及び同皮下注ペン900の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う
留意事項の一部改正等について

平成 31 年 2 月 21 日付け保医発 0221 第 3 号厚生労働省保険局医療課長通知
により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が改正されましたの
でお知らせ申し上げます。

今回の改正は、同日付けで本製剤の効能・効果等に「生殖補助医療における
調節卵巣刺激」が追加されたことに伴うものでありますが、添付資料のとおり、
本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及
び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症
における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できること
等が示されております。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い
申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

ゴナールエフ皮下注用75、同皮下注用150、同皮下注ペン300、同皮下注ペン450
及び同皮下注ペン900の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意
事項の一部改正等について

（平 31. 2. 21 保医発 0221 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 0221 第 3 号
平成 31 年 2 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

標記について、平成 31 年 2 月 21 日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について

ゴナールエフ皮下注用 75 及び同皮下注用 150

- （１） 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。
- （２） 本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

2 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について

(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 2 の(3)を次のように改める。

(3) ギナールエフ皮下注ペン 300

- ① 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。
- ② 本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C 1 5 1」注入器加算は算定できないものであること。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 3 月 23 日付け保医発第 0323001 号）の記の 2 を次のように改める。

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ギナールエフ皮下注ペン 450、ギナールエフ皮下注ペン 900

- (1) 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。
- (2) 本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- (3) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C 1 5 1」注入器加算は算定できないものであること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 2 の（3）

改 正 後	現 行
（3） ギナールエフ皮下注ペン 300 ① <u>本薬剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。</u> ② <u>本薬剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</u> ③ <u>本薬剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C 1 5 1」注入器加算は算定できないものであること。</u>	（3） ギナールエフ皮下注ペン 300 （新設） ① <u>本薬剤は、「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」及び「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本薬剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</u> ② <u>本薬剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C 1 5 1」注入器加算は算定できないものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 3 月 23 日付け保医発第 0323001 号）の記の 2

改 正 後	現 行
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ギナールエフ皮下注ペン 450、ギナールエフ皮下注ペン 900 <u>(1) 本製剤は、「視床下部一下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」及び「低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導」の効能・効果に使用した場合に限り算定できるものであること。</u> <u>(2) 本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</u> <u>(3) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、医科点数表区分番号「C 1 0 1」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C 1 5 1」注入器加算は算定できないものであること。</u>	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について ギナールエフ皮下注ペン 450、ギナールエフ皮下注ペン 900 (新設) <u>(1) 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款区分「C 1 0 1」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</u> <u>(2) 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。</u>